

令和3年度入試

試験問題(前期日程)

小論文

(教育学部 学校教育課程Ⅰ類)

注意

- 問題紙は、指示があるまで開いてはいけません。
- 問題紙は全部で20ページ、解答用紙は8枚、下書き用紙は8枚あります。
指示があってから、8枚すべての解答用紙の所定の欄に受験番号を記入してください。
- 解答は、すべて解答用紙の所定のところに記入してください。
- 問題①は必答問題、②・③は選択問題となっています。
②・③のうちから1問を選択し、②を選択した場合は解答用紙3の選択欄に、③を選択した場合は解答用紙5の選択欄に○印を記入の上、解答してください。ただし、②・③の2問を両方解答してはいけません。
- 解答用紙は持ち帰ってはいけません。
- 試験終了後、問題紙・下書き用紙は、持ち帰ってください。

1

【必答問題】 次の「国際人権規約」^(注)の条文と課題文、そして4つの資料を読み、以下の問い合わせに答えなさい。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 第13条

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

- (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。
- (b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。
- (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとすること。
- (d) 基礎教育は、初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため、できる限り奨励され又は強化されること。
- (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し、適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不斷に改善すること。

(注) 国際人権規約——世界人権宣言の理念を現実化するため 1966 年に国連総会で採択された人権に関する規約。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約、A 規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約、B 規約)，および選択議定書からなる。日本は 1979 年に批准した。

課題文

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(「外国人の就学 共生へ国主導で支援急げ」西日本新聞 2019年10月31日。なお、出題にあたり本文の一部を改変した。)

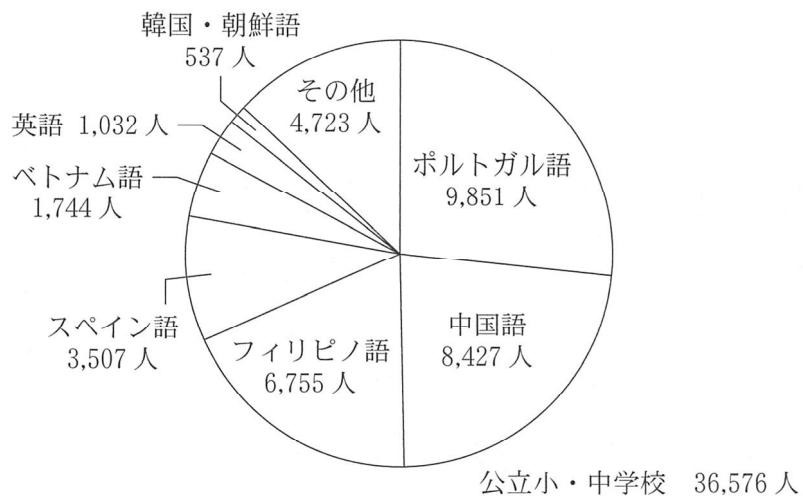
(注) 入管難民法——正式には「出入国管理及び難民認定法」であるが、報道等では「入管難民法」と表現されることが多い。日本への出入国手続き、外国人の在留資格、難民認定手続きなどを定めた法律である。

資料1 外国人児童生徒に対する教育支援として文部科学省が実施した、「共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援(2019年度)」

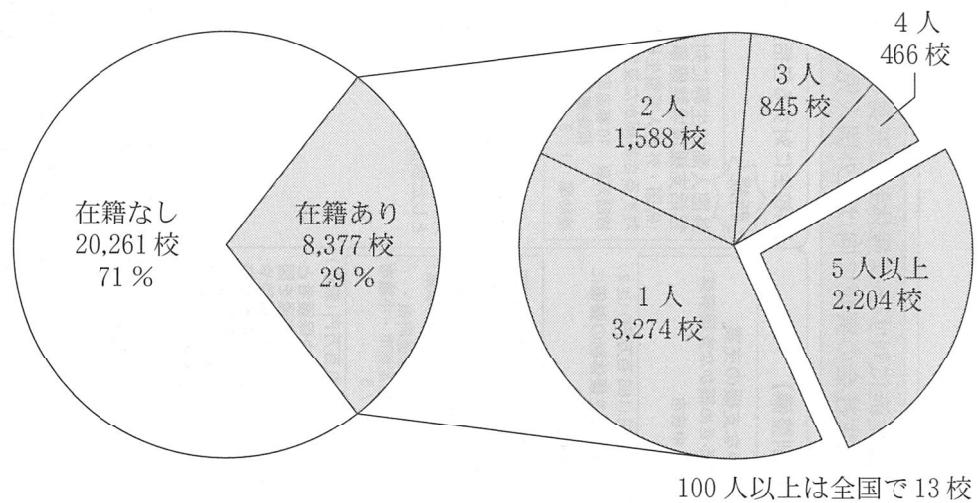
日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。	
【拡充】 日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実 (帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業) 補助対象：65都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3(注1)	【新規】 外国人高校生等に対する 包括支援環境整備事業 (帰国・外国人児童生徒等に 対するきめ細かな支援事業) 補助対象：10都道府県・ 指定都市・中核市 補助率：1/3
289百万円(168百万円)(注2) 各自治体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に に対する支援を行う。	289百万円(168百万円)(注2) 多言語翻訳システム等 ICTを活用した支援の 充実 (帰国・外国人児童生徒等に 対するきめ細かな支援事業) 補助対象：100都道府県・ 指定都市・中核市 補助率：1/3
80百万円(43百万円) 就学に課題を抱える外国人 の子供を対象に、公立学校 や外国人学校等への就学に 必要な支援を学校外において 実施する自治体を補助	80百万円(43百万円) 定住外国人の子供の就 学促進事業 補助対象：30都道府県・ 市区町村等 補助率：1/3
(注) 1 拠助率——補助対象となる経費に対し補助金が交付される比率のこと。補助率が1/3であれば、2/3は自治体の負担となる。 2 百万円——予算額を示す際に用いる単位。10百万円は1000万円、100百万円は1億円のこと。括弧内は、前年度予算額を示す。2019年度から始まった事業については「新規」と表記されている。	【教員の指導力向上】 外国人児童生徒等教育 研修モニタープログラム 開発事業 12百万円(12百万円) ・モデルプログラム改訂 版(最終版)、「養成・研 修ガイドブック(仮称)」 の作成 ・モデルプログラムの首 及のためのセミナー・ 成果普及シンポジウム の開催 12百万円(5百万円) ・帰国外人児童生徒等 教育や国際理解教育の充 実に資するため、都道府 県・指定都市・中核市等 教育委員会間の連携強化 及びネットワークを構築 ・必要な施策やその実施に 当たっての諸問題について の取組等について 研究協議、実践交流、情 報交換等を実施 ・先進地域での実践プリ ント教材、動画資料)を 集約・普及するポータル サイトの運営 1百万円(5百万円) ・帰国外人児童生徒等の教 育に関する現状に ついて」による。)

資料2 外国籍児童生徒の状況(2018年調査結果)

公立小・中学校における母語別の外国籍児童生徒数

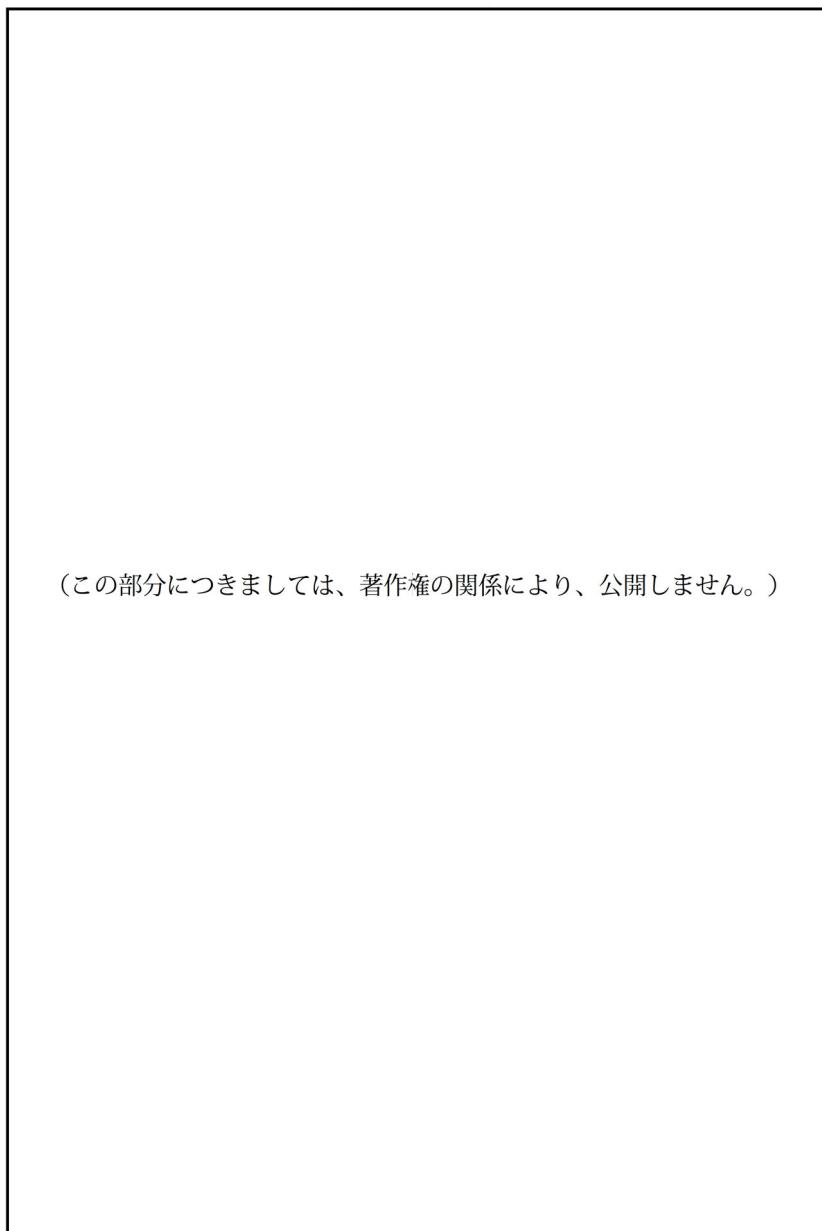


日本語指導が必要な児童生徒が在籍する公立小・中学校数、
および在籍人数別学級数



(文部科学省「外国人児童生徒等教育の現状と課題」による。なお、出題にあたりグラフの体裁を改変した。)

資料 3



(「外国籍中学生、高校進学に日本語の壁」中国新聞 2019年12月15日による。なお、出題にあたりグラフの体裁を改変した。)

資料 4

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(金田智子「海外における移民に対する言語教育」文化庁月報 No.515 よりの抜粋。なお、出題にあたり本文の一部を改変した。)

(注) 出入国管理法——正式には「出入国管理及び難民認定法」であるが、「出入国管理法」と表現されることもある。日本への出入国手続き、外国人の在留資格、難民認定手続きなどを定めた法律である。

問 1 「国際人権規約」の条文、資料 1～資料 4 から、日本における外国籍の児童生徒を取り巻く環境についてどのようなことが指摘できるか、350～400 字(句読点含む)で説明しなさい。

問 2 「国際人権規約」の条文、課題文と 4 つの資料を踏まえて、日本における外国籍の児童生徒を支援するためにどのような政策や制度にしていくべきか、550～650 字(句読点含む)で提案しなさい。

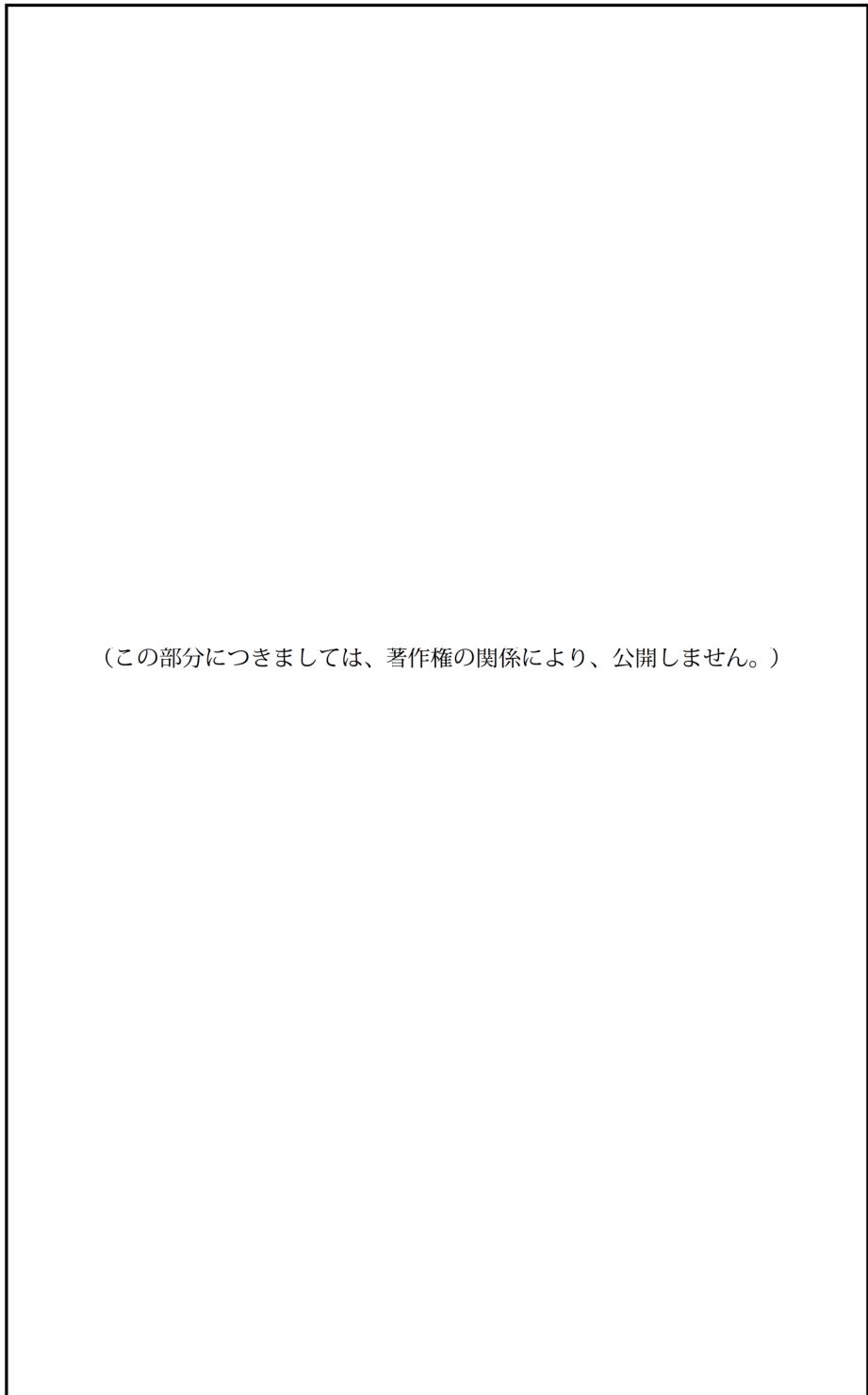
2 【選択問題】 以下の問いに答えなさい。

問 1 文章 **ア** を読み、活字メディアの誕生が、「国民国家と国語の形成」にどのように影響したのか、150字以内(句読点を含む)で説明しなさい。

問 2 文章 **イ** で述べられているように、スマートフォンで写真を撮ることとSNSに投稿することが一体になったことで、文章 **ウ** の下線部で述べられているメディアとの相互作用で成り立つ心理的な事柄にはどのような変化が生じたのか、説明しなさい。

問 3 あなたの日常生活に存在しているメディアについて、その特性を述べた上で、それが使用する人に対しどのような働きをするものであるか、**ア**・**イ**・**ウ**のうち、いずれか1つ以上の文章を引用しながら、550~650字(句読点を含む)で論じなさい。ただし、**イ**・**ウ**の文章で扱われている「ケータイメール」、「カメラ付きケータイ」(スマートフォンの写真機能)を対象としてはいけません。

ア



(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(吉見俊哉『メディア文化論』による。なお、出題にあたり本文の一部を改変した。)

(注) 1 マクルーハン——カナダのメディア学者。「メディア」という概念についての研究を行った。

2 アイゼンステイン——アメリカの歴史学者。活版印刷の登場によって、ヨーロッパに起こった大きな変化について研究した。

3 書誌学——図書を対象として、分類や鑑定、解題などを行う学問。

4 ブラーエ——デンマークの天文学者。望遠鏡が開発される以前に、肉眼によるすぐれた天体観測を行った。

5 ケプラー——ドイツの天文学者。惑星運動に関する「ケプラーの法則」を発見した。

6 国民国家——自分たちは同一の国民であるという意識によって作られた国家。

7 アンダーソン——アメリカの政治学者。共同体とナショナリズムとの関係について研究した。

8 俗語——ヨーロッパにおいて、エリートの使う代表的な言語であつたラテン語に対し、様々な地域で多様な形で話されたり書かれたりしていた民衆語の総称。多くの民衆は俗語のみを用い、ラテン語を用いることはできなかった。

9 口語——ここでは民衆の話すそれぞれの地域の言葉のこと。

イ

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(大山顯『新写真論』による。)

(注) 1 Exif 情報——写真のファイルが持つ撮影日時や位置情報、撮影に使用したカメラの情報などのこと。

2 Snapchat——スマートフォン向け写真共有アプリ。閲覧時間が制限されており、投稿された写真は数秒で見られなくなる。

ウ

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(岡部大介「メディアとコミュニティ」による。なお、出題にあたり本文の一部を改変した。) —

(注) メイロウイツツ——アメリカのメディア学者。特に電子メディアを対象として研究を行っている。

3

【選択問題】 以下の設問A・Bにすべて答えなさい。

設問A 資料1・資料2をみて、以下の問1～問3に答えなさい。なお、本問に用いたデータは、すべて気象庁発表のものである。

資料1 地震についての説明

地震は通常地下で起き、その地震が発生する場所を震源という。また、震源の真上にある地上の地点を震央という。

地震が発生すると、揺れは波として地面を伝わり、地震波と呼ばれる。地震波にはP波とS波がある。地震による被害は主にS波によるものであると言われている。

また、P波の方がS波より速く伝わる性質がある。この性質を利用して、複数地点で先に検出されたP波の情報から、震央や地震の規模を推定して危険を知らせているのが、「緊急地震速報」である。

資料2 2013年4月13日に、ある地点で発生した地震の記録

この地震による3地点(A地点、B地点、C地点)の観測データを得た。

表は、3地点の震央からの距離、P波到達時刻、S波到達時刻を示している。

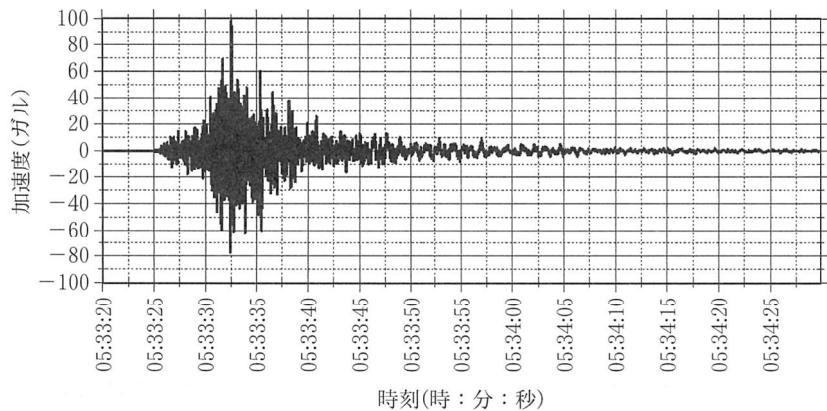
また、次ページのグラフは地震による揺れを示したもので、各グラフの横軸は、当日の5時33分20秒(以下、05:33:20と表記する)以降の時刻を示し、縦軸は東西方向の加速度(単位時間あたりの速度変化の大きさのこと)で、単位はガル)を示している。

表 3地点の震央からの距離、P波到達時刻、S波到達時刻

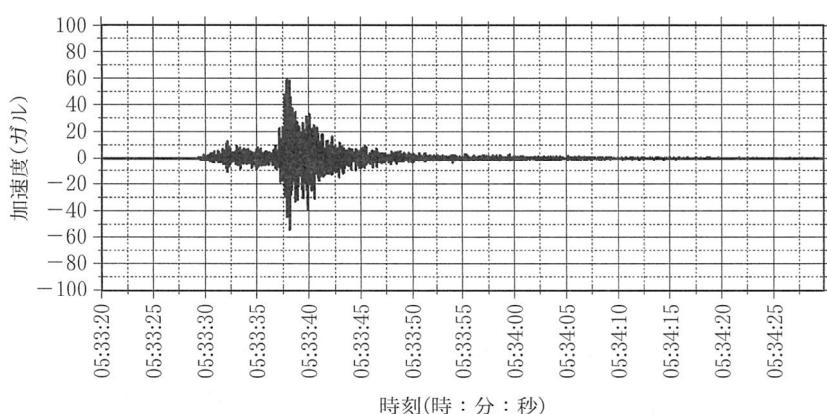
	震央からの距離	P波到達時刻	S波到達時刻
A地点	37.2 km	05:33:24	05:33:29
B地点	62.7 km	05:33:28	05:33:36
C地点	123.9 km	05:33:38	05:33:52

(資料2は次のページに続く)

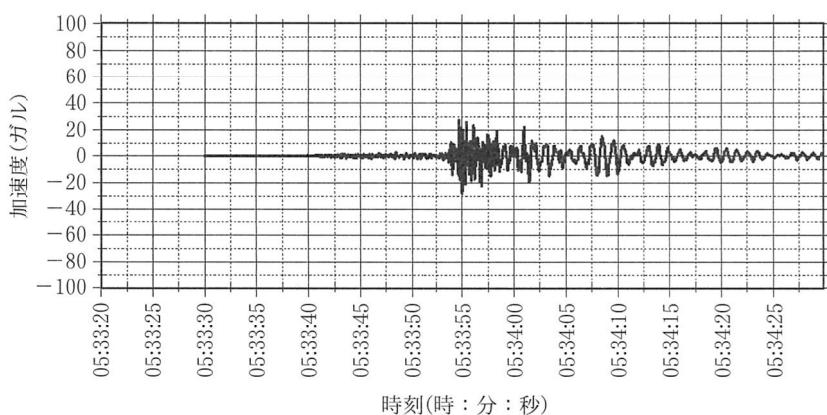
A 地点



B 地点



C 地点



問 1 震央から 100 km 離れた D 地点を考える。このとき、次の(1)・(2)に答えなさい。

(1) D 地点における P 波到達時刻、S 波到達時刻を資料 1・資料 2 をもとに求めなさい。時刻は秒の単位まで答えなさい。解答欄には、時刻を求める際に仮定をしたことがあれば明記し、解答に至る過程も式および文で書きなさい。

(2) D 地点における加速度はどのようなグラフになると推測されるか、解答欄のグラフ用紙にその概形を書きなさい。また、そのグラフをかく際に、どのような特徴を表現しようと考えたのか、箇条書きで 3 点以上答えなさい。

問 2 気象庁は、5 時 33 分 28 秒にこの地震についての緊急地震速報を発表した。資料 1・資料 2 を踏まえ、緊急地震速報の効果および注意すべき点を、合わせて 120~150 字(句読点を含む)で述べなさい。

問 3 問 1・問 2 を踏まえ、学校教育で自然科学を指導することの意義について、あなたが自然科学をどのようにとらえたかを簡潔に述べた上で、350~400 字(句読点を含む)で述べなさい。

設問B 大学生になった太郎さんは、自動車運転免許を取得するために自動車教習所に通い始めた。ある日、太郎さんは、教習所の学科講習で自動車の停止距離について学んだ。以下は、その講習で使用された資料である。これを読んで、以下の問1～問4に答えなさい。なお、本問題では、秒をs、時間をhで記し、時速40kmを40km/h、秒速16mを16m/sのように表すものとする。

資料

(この部分につきましては、著作権の関係により、公開しません。)

(新潟県警察本部の資料をもとに作成)

問 1 資料中のグラフにおいて、自動車の走行速度に応じた空走距離は、どのような手順で算出されたものと考えられるか。その手順を解答欄に収まるよう簡潔に書きなさい。

問 2 太郎さんは、資料中のグラフから、以下のような予想をした。

【太郎さんの予想】

制動距離は、危険を感じた瞬間の自動車の走行速度の 2 乗に比例する。

【太郎さんの予想】が正しいものとして、自動車の走行速度が 120 km/h のときの制動距離はおよそ何 m か。解答欄には、解答に至る過程も式および文で書きなさい。

問 3 学科講習の中で、高齢の運転者(65 歳以上)は、平均反応時間が 1.07 s であることが説明された。反応時間を 1.07 s とした場合の停止距離のグラフは、前ページの停止距離のグラフと比べてどうなると考えられるか。40~60 字(句読点を含む)で述べなさい。

問 4 自動車の運転者が危険を感じた際、事故が起きないように車を安全に止めるには、どのようなことに注意すべきと考えられるか。問題文中に提示された資料や問 1 ~ 問 3 の結果を根拠として 150~200 字(句読点を含む)で述べなさい。